注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

［⑴　略］

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

［削る］

長

18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	⑬　81.848　MHz以上87MHz未満	（　）	
	⑭　87 MHz 以上134.786 MHz以下	（　）	
	⑮　134.786 MHzを超え136.414 MHz未満	（　）	
	⑯　136.414 MHz以上156MHz以下	（　）	
	⑰　156MHzを超え174MHz未満	（　）	
	⑱　174MHz以上188.7MHz以下	（　）	
	⑲　188.7 MHzを超え　190.979 MHz未満	（　）	
	⑳　190.979 MHz以上230MHz以下	（　）	
	㉑　230MHzを超え400MHz以下	（　）	
	㉒　400MHzを超え470MHz未満	（　）	
	㉓　470MHz以上1,000MHz以下	（　）	

辺

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきよう体の型式名を記載すること。

⑶　３の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（４の欄から８の欄までの記載において同じ。）。